

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 例	第9条の3の2第2項
処 分 の 概 要	クロスボウ射撃指導員の指定の解除
原 権 者	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3の2第1項（クロスボウ射撃指導員）・第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条の2（クロスボウ射撃指導員の基準）
処 分 基 準	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条の2各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。 なお、同規則に定めるクロスボウ射撃指導員の指定の基準中 (1) 「クロスボウに関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 (2) 「相当な人格識見」とは、クロスボウの射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 (3) 「相当な知識」、「相當に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的な事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。 これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。
問 合 せ 先	埼玉県警察本部生活安全部保安課
備 考	